

門真市行政不服審査会議事録

開催日時 令和6年1月25日(木) 午前10時25分
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 園田 寿、小野 晃正、塩田 千恵子
欠席委員 なし
事務局職員 宮口総務部長、中野総務部次長、才木総務課長、松井総務課長補佐、佐々木総務課主任、荒川総務課主査

開会(午前10時25分)

才木課長 ただ今より、門真市行政不服審査会を開催させていただきます。
私は、総務部総務課長の才木でございます。
後ほど会長及び副会長の互選をお願いいたしますが、会長及び副会長が選出され、会長への諮問を行うまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼ながら、着座にて進行させていただきます。
本日は、委員3名全員がご出席されているということで、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、会議の議事録を作成させていただくため、会議の発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
開会に先立ちまして、下治副市長からご挨拶を申し上げます。

下治副市長 (挨拶)

才木課長 それでは、議事に入ります前に、本日は、任期が開始いたしまして最初の審査会開催になります。本任期中の委員構成であります。後ほどご覧いただく名簿において記載いたしております順番にご紹介させていただきます。
(各委員及び事務局職員の紹介)

才木課長 続きまして、会長及び副会長の互選についてであります。
先程申し上げましたように、本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。何かご意見等はございますでしょうか。

委員 会長には、現在、門真市情報公開審査会の会長でもあられる、塩田委員をお願いをしてはいかがかと思えます。

才木課長 ただ今、園田委員から塩田委員のご推薦がありました。いかがでしょうか。
(「異議なし」との声あり)

才木課長 それでは、塩田委員に会長をお願いしたいと思います。
よろしくお願い申し上げます。
それでは、塩田委員は、会長席の方に移動をお願いいたします。
お席におつきいただきましたところで、塩田会長には、ご就任に当たり、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 (挨拶)

才木課長 ありがとうございます。それでは、続いて副会長の互選に入りたいと思えます。何かご意見等はございますでしょうか。

会長 副会長には、現在、門真市個人情報保護審査会をはじめ、門真市の他の附属機関の委員としてもお勤めになっておられる小野委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
(「異議なし」との声あり)

才木課長　それでは、小野委員、副会長に選出されましたので、よろしく願いいたします。

小野副会長には、ご就任に当たり一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

副会長　（挨拶）

才木課長　ありがとうございました。続きまして、諮問に移らせていただきます。

本日は市長が不在であるため、下治副市長から塩田会長に諮問書をお渡しさせていただきます。よろしく願いいたします。

（下治副市長から塩田会長に諮問書の手交）

才木課長　下治副市長は、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

（下治副市長退席）

才木課長　それでは、諮問書の写しを、お配りいたしますのでしばらくお待ちください。

（各委員に諮問書の写しを配布）

才木課長　以降の進行につきましては、塩田会長をお願いしたいと思います。塩田会長、よろしく願いいたします。

会長　それでは、議事を進めさせていただきます。まず、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

才木課長　それでは、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

- 1 点目 門真市行政不服審査会 次第
- 2 点目 門真市行政不服審査会 会議資料
- 3 点目 諮問に係る添付書類
- 4 点目 参考条文

以上でございます。

資料につきましては、後ほど議事進行の中で使わせていただきますので、よろしく願いいたします。もし不足の資料がございましたらお申し出ください。

会長　不足の資料がないようでしたら、続いて審議に入る前に、この行政不服審査会の運営事項について確認する必要があると思います。

このことについて、事務局から説明をお願いいたします。

才木課長　はい。それでは、説明させていただきます。

会議資料1ページの資料1にあります「門真市行政不服審査会委員名簿」を御覧ください。こちらは委員のみなさまの名簿となっております。

次に、会議資料2ページの資料2をご覧ください。

門真市行政不服審査会についてであります。行政不服審査法の規定に基づき、裁決の客観性・公正性を高めるため、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックするため、行政不服審査法第43条第1項の規定により審査庁の諮問に応じて、調査審議する附属機関でございます。

才木課長　続きまして、「門真市行政不服審査会における会議の公開」について説明をさせていただきます。

会議資料6ページの資料3にあります「審議会等の会議の公開に関する指針」を御覧ください。

審査会の公開又は非公開については、指針第4条第1項の規定により、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとなっております。

このことは、既に平成28年10月21日に開催しました第1回目の行政不服審査会にて諮り、「非公開」で会議を行うことが決定しております。

次に、会議録の作成についてであります。指針第7条の規定により、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、作成するものとなっております。

また、非公開にした会議録の公表については、指針第9条の規定により、審議

内容の性質、非公開とした理由、不開示情報等を勘案し、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、公表するよう努めるものとなっております。

次に、会議資料10ページの資料4にあります「前回公表した門真市行政不服審査会の会議録」をご覧ください。

前回の会議は、非公開で行いましたが、会議録については、「諮問事項に係る部分」を除いた上で公表を行いました。

また、発言者名については、「会長」、「委員」と表記しております。つきましては、会議録については、前回の行政不服審査会と同様に「作成」については、「諮問事項に係る部分」を含め、全文筆記に近い形で行い、「公表」については、「諮問事項に係る部分」は全て伏せることとし、発言者名については、「会長」、「委員」と表記して、公表できればと考えています。

事務局からの説明は以上です。

会 長 ありがとうございます。
ただ今の事務局からの説明について、何かご質問やご意見等はありませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会 長 それでは、運営事項の確認を終わります。

会 長 続いて、諮問事項の審議に入ります。

【以下「諮問事項に係る部分」については、門真市情報公開条例第6条第1号に定める不開示情報（個人に関する情報）に該当するため、非公開】

会 長 それでは、次に「その他」に移らせていただきます。

まず、事務局から報告はありますか。

才木課長 特にございませぬ。

会 長 この際ですので、委員の皆様からは、何かありますかでしょうか。

【以下については、「諮問事項に係る部分」に相当し、門真市情報公開条例第6条第1号に定める不開示情報（個人に関する情報）に該当するため、非公開】

会 長 ありがとうございます。それでは、「その他」についても終了させていただきます。

会 長 以上で、全ての審議が終わりました。

本日は、大変熱心にご審議賜りまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本審査会を終了させていただきます。

閉会（午前11時10分）